

札幌地方裁判所地方裁判所委員会（第20回）議事概要

1 日時

12月16日（火）午後3時から午後4時55分まで

2 場所

札幌地方裁判所2階評議室

3 出席者

（委員）内山泰造，亀田成春，小林暁子，嶋原文雄，田中勝美，玉木 健，常見信代
西本仁久，林 和宏，松井英美子，山崎 学，吉田克己（五十音順 敬称略）

（説明者）事務局長寺田鉄朗，民事首席書記官本間良行，刑事首席書記官空井克憲
裁判員調整官田中夏樹

（庶務）鈴木浩二，織田裕彦，安藤正樹，高嶋博之

4 議事トピックス

(1) 第20回委員会においては、まず、事務局から、裁判員候補者記載通知書の発送について及び裁判員候補者専用コールセンターの状況について説明がありました。引き続き「裁判員裁判における審理の在り方 - 特に公判前整理手続とのかかわり」について協議されました。冒頭、嶋原委員から公判前整理手続の制度説明が行われた後、同テーマについて活発な協議が行われました。

協議の中で、取り上げられた主な事項は、次のとおりです。

ア 裁判員は、公判前整理手続において専門家だけが関与して絞られた事実だけについて審理を行うこととなるが、それで十分な審理を尽くせるのか。

イ 評議において、裁判員と公判前整理手続に参加した裁判官との間で受け取る情報に差が出てしまうことにはならないか。

ウ 模擬裁判に参加した裁判員の方が自分が下した判断についてトラウマになる例を聞いているが、それについてどのように対応できるのか。

(2) その後、「利用しやすい裁判所 - バリアフリーについて」に協議テーマが移り、まず事務局から「札幌地方裁判所におけるバリアフリーの状況について」説明がありました。そして、今後の協議の進め方については、次回の委員会において検討することとされました。

（議事概要は、次ページ以降に記載しています。）

5 議事等

(以下、発言者は、 : 説明者, : 委員長, : 委員, : 庶務 と表示)

(1) 田中裁判員調整官から、裁判員候補者記載通知書の発送について及び裁判員候補者専用コールセンターの状況について説明がされました。

(2) 裁判員裁判における審理の在り方 - 特に公判前整理手続とのかかわりについて
嶋原委員から、公判前整理手続の制度説明がされました。

公判前整理手続は、例えば、殺意の有無が争点とされ、それ以外の事実について争いがないのであれば、殺意の有無について手厚く証拠調べをして、それ以外の事実はそれほど手厚くせず審理を進めることといえます。

そこでは、裁判員は関与せず専門家だけが事実を見て争点を決めることになると思います。裁判員は、その争点について判断することになりますが、判断が尽くせるか不安です。

有罪と無罪だけを判断するのであれば、裁判員が関与せず専門家だけで争点を決めることはまだ分かるのですが、これから始まる裁判員裁判は、量刑までも判断することになります。そうすると、公判前整理手続で捨象された事実も見えないと、裁判員は、量刑までの判断が難しいのではないのでしょうか。

核心司法のもと、争点を決め、それに基づき審理を進めることは評価しつつも、公判前に裁判所が起訴状に記載された事実以外の事実にかかわってしまうことには懸念があります。

裁判官の立場から公判前整理手続を述べますと、当事者の主張の交通整理をしているという感覚です。検察官と弁護士から出てきた主張、証拠請求について、整理しているに過ぎません。

委員の皆さんに誤解があるようですが、公判前整理手続は、裁判所と検察官だけで行っているわけではありません。裁判所、検察官、弁護士、場合によっては被告人も出席して行われるものです。従来型の審理では、争点が揺れて、審理計画が立てられず、公判に長期間かかった例もありました。このような悪い点を改め、事前に検察官と弁護人の両当事者の主張を整理し、争点を決め、審理を進めていこうというものです。

ただ、実際の裁判では、捜査段階では見つけられず、途中で重要な論点が出てくる場合もあります。例えば、目撃者の発見に半年間もかかる場合もあります。そのようなことを考えると、従来型であれば、時間があってそれができていたといえます。

裁判員裁判を導入する以上、従来型の審理で行えないことははっきりしています。

それを前提として問題点を上げると、一つは、公判前に絞った争点だけで審理してよいのか、二つ目は、争点整理を行った裁判官が評議をすることは、裁判官と裁判員の情報量に差が出てしまうのではないかと、三つ目は、量刑を判断する際に、裁判員から資料の要望が出てくるのではないかと。

一つ目については、公判前整理手続を行っても、証拠請求の制限はありますが、主張の制限はなく、それでクリアできると思います。公判途中でどうしても審理が必要な争点が出てくれば、それには対応します。二つ目については、公判前整理手続で得る情報は、あくまで審理計画を立てるためのもので、証拠自体を目にすることはありません。裁判官は、プロフェッショナルですから、まだ証拠に裏付けられていない段階のものであることは十分認識しています。三つ目についても、量刑については、模擬裁判である程度の枠を示す資料が必要という意見もあり、量刑分布図などの資料を配付することになると思います。

公判前整理手続は、どれくらいの回数行うのですか。

事件の内容によるので、何とも言えませんが、だいたい3回くらいで終わるという感じです。

今までの議論を聞いていると、裁判員裁判については、あまりにも裁判員の負担が重いと感じています。裁判員の参加が難しいのであれば、元の裁判に戻すしかないのではないのでしょうか。

負担が重いという意見も聞いていますし、それに応えて行かなければならないと考えていますが、それで従来型に戻すというのはどうでしょうか。現に裁判員制度が導入されることによって刑事裁判は大きく、それもよい方向に変わっていると考えています。問題点があれば、むしろ運用面を変えることによって、裁判員制度を実施して行かなければと考えています。

現在実施されようとしている裁判員裁判は、公判前整理手続を行い、多くは3日間の枠を設定され、集中審理を行うものとなっていますが、これは、弁護人として本当の意味で望んでいた裁判員裁判であるか疑問なところもあります。しかし、それについては、3年後に見直しの機会もあるので、そこで問題提起できればと考えています。

公判前整理手続の関係で、当庁において実施されることとなった新たな取組みについて説明があります。

安藤総務課長から、公判前整理手続の進行状況、結果等についての報道機関への情報提供の取組みについて説明がされました。

裁判員裁判がうまく実施されるかのポイントとしては、一つは、公判前整理手続

がうまく行われるかということ，もう一つは，判決書はどのようなものとなるかであると考えています。

他の行政機関と異なり，裁判所における裁判をチェックする元となるものは，判決書しかないと思います。裁判員裁判では，どのような判決書の形となるのですか。

従来のような詳細で大部なものは予定されていません。現在，模擬裁判などを通じて検討されており，およその形はできています。要望があるのであれば，後日，委員にご覧いただくことはできます。

裁判員裁判がうまく行くためには，裁判が，プロである裁判官だけが行うものと異なる運用，どれだけ分かりやすい運用がなされるかだと思います。評議がいかに充実したものとなるかであると思います。

先日，当放送局で，裁判員裁判の企画番組を放送しましたが，そこでの事件は，死刑を選択するかどうかの事件でした。その制作担当者から聞いた話では，そのように死刑かどうかを選択しなければならなかった裁判員は，そのことに相当苦悩したと聞きました。現在，各裁判所で行われている模擬裁判は，あえて死刑を選択するかどうかの事件を避けているのではないかと聞きました。その点は，どうなのでしょう。

そういうことを意図しているわけではなく，まずは，基本的なところから，準備を進めていかなければならなかったからです。また，死刑の適用が想定される事件も取り扱ってきています。外国において，陪審員が死刑を選択し，トラウマになるという事例は承知していますし，今後，裁判員裁判においても，そのためのカウンセラーの設置など考えていかなければならないと思っています。問題となる部分は見直しをすることになると思われしますので，是非，国民の皆さんには，裁判員として参加していただきたいと思います。

(3) 利用しやすい裁判所 - バリアフリーについて

寺田事務局長から，札幌地方裁判所における身障者用設備等の設置状況について説明がされました。

設備面で条件をクリアされていることは分かりましたが，提案書記載の調査事項2項以下のいわゆるソフト面について説明をいただけないでしょうか。

当庁においては，手話通訳，点字通訳が可能な職員は配置していませんが，研修では，当事者対応研修の中で，障害者対応という科目を設け，実際に車いすの付き添い体験などを実施しています。

このテーマの今後の協議の進め方について，御意見はありますか。

障害者の方に来ていただき，意見を伺うことが必要ではないかと考えています。

裁判所に来ていただき，どういう問題があるのか，申立てのため，あるいは，当事者又は傍聴人として来庁する場合，裁判所はどうあって欲しいかについて意見を聞くことが必要ではないかと思えます。

手話通訳のボランティア団体と交流があるのですが，その団体は，裁判所はどういうところかについて分からない，手話通訳を用意することが可能かどうかに関わらず，そのような団体とネットワーク作りをすることが必要ではないでしょうか。

このテーマの今後の協議の進め方については，次回の委員会で検討することによってよいでしょうか。

6 次回の予定について

平成21年3月19日（金）午後3時から開催